

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 4 年度)

1 基本情報

Table with fields: フリガナ, 法人名, 法人所在地, フリガナ, 書類作成担当者, 連絡先 (電話番号, FAX番号, E-mail).

【本報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。
 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)
※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
II【特定加算】介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
III【ベースアップ等加算】介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
V【特定加算】経験・技能のある介護職員(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること
(その人数は法人一括で申請する事業所の数に応じて設定)
VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

Table with columns: 要件I ↓, 要件II ↓, 要件III ↓. Rows include: 令和4年度の加算の総額, 賃金改善所要額(i-ii), i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額, ii)前年度の賃金の総額.

- (1)(2)(3)には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある介護職員(A)及び他の介護職員(B)に配分された額が転記される。
- (7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
- ②ii)「前年度の賃金の総額」【基準額1】【基準額2】【基準額3】には、令和4年度計画書の2(1)②ii)【基準額1】【基準額2】【基準額3】の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。修正した場合、「⑦その他」に変更前後の基準額と合理的な変更理由を記載すること。

③ 平均賃金改善額<特定加算>

Table with columns: 賃金改善を実施したグループ, 前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】, 本年度の平均賃金額(月額), 平均賃金改善額(配分比率), (e)改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額).

- 「前年度の平均賃金額(月額)」【基準額4】には、令和4年度計画書2(3)⑦iv)【基準額4】の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。修正した場合、「⑦その他」に変更前後の基準額と合理的な変更理由を記載すること。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算> 5 人

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可
 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
 その他 ()

【凡例】(本シート及び各様式)
以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 各加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル
- 特定加算の算定に必要な情報 入力セル
- ベースアップ等加算の算定に必要な情報 入力セル

大分市

- 【基準額】の変更について
・処遇改善加算等では賃金改善額を以下の i、ii を比較することにより算出しています。
i) 本年度の賃金改善後の賃金総額
ii) 前年度の賃金改善前の賃金総額 (=基準額)
・このため、年度間で事業所数・職員構成・賃金改善実施期間・経営状況等が変わった場合、i と ii の比較が適切でなくなるため賃金改善額が適正に算出されません。
・この場合、基準額を変更し同等の条件により推計した額をもって比較することができます。
・基準額を変更する場合「⑦その他」に変更前後の基準額と合理的な変更理由を記載してください。(次ページ記載例参照)
(参考) 介護保険最新情報Vol. 799問4、Vol. 941問22、Vol. 993問1、Vol. 935の7(1)

Table with columns: 要件IV, 要件V. Rows include: A>BかつA>2C, B≥2C, Cのうちの改善後の賃金が最も高額となった者の賃金が440万円を超えています, Aのうち1人以上が該当.



⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>

i) 介護職員の賃金改善額 (n-1)	3,774,837	円	○	要件VI	
(うち、ベースアップ等による賃金改善額) (n-2)	2,747,615	円			(72.79) % <-
(一月あたり)	457,936	円			
ii) その他の職員の賃金改善額 (o-1)	823,319	円	○		
(うち、ベースアップ等による賃金改善額) (o-2)	563,340	円			(68.42) % <-
(一月あたり)	93,890	円			
賃金改善実施期間	令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 (6 か月)				

!この欄が○でない場合、ベースアップ等による賃金改善額が要件を満たしていません。

【記入上の注意】

- ・ (n-1)と(o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「②賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。

⑥ 職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】
届出に係る計画の期間中に、全体で 必ず1つ以上 の取組を行うことが必要であること
【特定加算】
届出に係る計画の期間中に、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、 それぞれ1つ以上 の取組を行うことが必要であること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
※上記に加えて、今年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	

⑦その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

Redacted area for additional information.

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
 ※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 〇 月 〇 日 (法人名) 〇〇ケアサービス
 (代表者名) 代表取締役 厚労 花子

「⑦その他」
 計画時から基準額を変更する場合「**変更前後の基準額**」と「**合理的な変更理由**」を記載してください。

「変更前後の基準額」の記載例
 【基準額1】 10,000,000円→9,000,000円
 【基準額2】 8,000,000円→6,000,000円
 【基準額3】 (A) 225,000円→250,000円、(B) 200,000円→190,000円、(C) 220,000円→210,000円

「合理的な変更理由」の記載例

- ・ 職員数が増加したため基準額を変更した。
 (常勤換算職員数/年) 変更前240.0人→変更後280.0人
- ・ 時給制職員の勤務時間が増加したため基準額を変更した。
 (勤務時間数/年) 変更前38,400時間→変更後44,800時間
- ・ 勤続年数が高い職員が退職したことにより新規採用したため基準額を変更した。
 変更前: 勤続10年10人、勤続5年10人、勤続1年10人
 変更後: 勤続10年5人、勤続5年10人、勤続1年15人
- ・ 令和〇年4月に〇〇事業所を新規開設したため基準額を変更した。
 (常勤換算職員数/年) 変更前240.0人→変更後280.0人

また、変更理由の記載に代えて**処遇改善計画書の別紙様式2-1の1~2(4)**(1~2ページ目)に変更後の金額を記載・提出しても差し支えありません。

法人名

大分市

	本年度の加算の総額[円]	(グループ別内訳)		
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
処遇改善加算	f 39,330,864	f1 13,215,091	f2 26,115,773	
特定加算	h 17,563,584	h1 6,218,154	h2 7,920,401	h3 3,425,029
処遇改善支援補助金とベースアップ等加算	l 9,194,400	l1 2,525,624	l2 5,022,480	l3 1,646,296

	本年度の賃金の総額[円]	(グループ別内訳)			本年度の常勤換算職員数[人]			経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]	特定加算を取得する事業所数
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		
処遇改善加算の対象者	g 334,300,935								
特定加算の対象者	i 471,710,760	i1 116,913,589	i2 217,387,346	i3 137,409,825	j1 320.0	j2 637.8	j3 594.4	k1 5	k2 5

k2 特定加算を取得する事業所数

- 介護予防サービス、総合事業の訪問型・通所型サービス、短期入所生活介護・短期入所療養介護については、本体となる介護給付のサービスと一体的に運営されている場合、同一の事業所とみなし、月平均8万円の改善又は年額440万円となる者は、本体サービスと併せて1人設定すれば要件を満たすものとします。そのため、本欄（AF8の「特定加算を取得する事業所数」）では、介護予防サービス・総合事業・短期入所生活介護・短期入所療養介護の事業所を計上しない数式にしております。
- ただし、本体となる介護給付のサービスがなく、単独で介護予防サービス・総合事業・短期入所生活介護・短期入所療養介護を行っている特定加算を取得する事業所がある場合、この欄に直接、当該事業所を含めた特定加算を取得する事業所数を記入してください。
- なお、その場合も、本体となる介護給付のサービスと一体的に運営されている介護予防・総合事業・短期入所の事業所数については、重複してカウントする必要はありません。

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- 下表の「本年度の賃金の総額」には、処遇改善加算・特定加算・処遇改善支援補助金・ベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善額を含むこと。
- 下表の処遇改善加算に係る「本年度の賃金の総額」には、介護職員のみ賃金の総額を記載し、特定加算に係る「本年度の賃金の総額」には、グループ毎の賃金の総額を記載すること。

【処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額に係る記入上の注意】

- 下表の「本年度の処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額」について、処遇改善加算・特定加算の賃金改善実施期間（原則、4月から翌年の3月までの期間）における処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の合計額を記載すること。
- ベースアップ等加算を算定し、特定加算を算定しない事業所は、介護職員について(A) (B)グループを設定しないため、下表の「本年度の処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額」の「グループ別内訳」について、介護職員に配分された額を全額「他の介護職員(B)」の欄に記載し、「経験・技能のある介護職員(A)」の欄は空欄とすること。

【常勤換算職員数に係る記入上の注意】

- 賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならないその他の職種の職員は、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」は、実人数によることも可能。

【その他の記入上の注意】

- 本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-2及び2-3に記載した事業所と一致しなければならない。事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地			事業所名	サービス名	処遇改善加算				特定加算				処遇改善支援補助金とベースアップ等加算																													
		都道府県	市区町村	算定する加算区分			本年度の加算の総額[円]	グループ別内訳		本年度の賃金の総額[円]	算定する加算区分	本年度の加算の総額[円]	グループ別内訳			i 本年度の賃金の総額[円]	j 本年度の常勤換算職員数[人]			経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]	本年度の処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額[円]	グループ別内訳																						
								経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)				経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)																				
本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の合計								f 39,330,864	f1 13,215,091	f2 26,115,773	g 334,300,935		h 17,563,584	h1 6,218,154	h2 7,920,401	h3 3,425,029	i 471,710,760	i1 116,913,589	i2 217,387,346	i3 137,409,825	j 320.0	j2 637.8	j3 594.4	k1 5	l 9,194,400	l1 2,525,624	l2 5,022,480	l3 1,646,296																
1	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	東京都	東京都	千代田区	介護保険事業所名称01	訪問介護	加算II	2,736,000	特定I	1,723,680	1行目の色のついたセル(T18~V18)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること ※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。				1行目の色のついたセル(A18~AL18)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること ※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。																				
2	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	東京都	東京都	豊島区	介護保険事業所名称02	通所介護	加算I	3,086,880	特定II	523,200																									
3	1	1	3	4	5	6	7	8	9	0	埼玉県	埼玉県	さいたま市	介護保険事業所名称03	介護老人福祉施設	加算II	16,148,160	特定I	7,266,672																									
4	1	4	3	4	5	6	7	8	9	0	横浜市	神奈川県	横浜市	介護保険事業所名称04	小規模多機能型居宅介護	加算II	3,864,576	特定I	783,360																									
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	介護保険事業所名称05	介護老人保健施設	加算I	12,995,424	特定I	6,997,536																									
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	介護保険事業所名称05	※短期入所療養介護(老健)	加算I	499,824	特定I	269,136																									
7																																												
8																																												
9																																												
10																																												
11																																												
12	※ 介護予防サービス、総合事業 介護サービスと事業を一体的に実施している場合は介護サービスに一括計上することも可能です。この場合、介護予防サービス又は総合事業はゼロか空欄にしてください。						f, h 本年度の加算の総額[円] ・本年度（加算算定月：4～3月）の実績を記載してください。 ・国保連「処遇改善加算等総額のお知らせ」により集計した額を記載してください。				j3 その他の職種(C) ・実人数を記載することも可能です。				l 本年度の処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額 [円] ・処遇改善加算、特定加算の 加算算定月(報酬算定月) における処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の合計額を記載してください。 (例) 処遇改善加算、特定加算の賃金改善実施期間が4～3月 処遇改善加算支援補助金の報酬算定月が2～9月 ベースアップ等支援加算の加算算定月が10～3月の場合 →4～3月(サービス提供月)の加算額(補助金額)を記載してください。 処遇改善加算、特定加算の賃金改善実施期間が6～5月 処遇改善加算支援補助金の報酬算定月が2～9月 ベースアップ等支援加算の加算算定月が10～3月の場合 →4～3月(サービス提供月)の加算額(補助金額)を記載してください。																													
13																			f1, f2 グループ別内訳(処遇改善加算の総額) h1, h2, h3 グループ別内訳(特定加算の総額) ・「各グループに実際の配分された額」を記載してください。 ・「加算の総額」と「グループ別内訳」が一致することを確認してください。				g, i 本年度の賃金の総額[円] ・本年度（賃金改善実施期間）の実績を記載してください。 ・全事業所の総合計が g=i1+i2 であることを確認してください。				k1 経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上 [人] ・当該事業所に従事する経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上の賃金改善又は年額440万円以上となった者の実人数を記載してください。 ・複数の事業所に兼務している場合には、いずれか1か所に計上して下さい。(同一職員の重複計上は不可) ・介護予防サービスおよび総合事業の訪問型・通所型サービスについては、本体となる介護給付のサービスと一体的に運営されている場合は、同一事業所とみなし、月平均8万円の改善又は年額440万円となる者は合計で1人設定すれば要件を満たすものとします。また、短期入所生活介護・短期入所療養介護についても同様に考えます。																	
14																															j 本年度の常勤換算職員数 [人] ・本年度（賃金改善実施期間）の実績を記載してください。				l1, l2, l3 グループ別内訳(支援補助金・ベア加算の総額) ・「各グループに実際の配分された額」を記載してください。 ・「加算の総額」と「グループ別内訳」が一致することを確認してください。									
15																																							※ 空床利用型の短期生活(療養)介護 本体施設との按分が難しい場合は本体施設に一括計上することも可能です。この場合、短期生活(療養)介護はゼロか空欄にしてください。					
16																																												
17																																												
18																																												
19																																												
20																																												
21																																												

法人名 ○○ケアサービス

【記入上の注意】・本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-4に記載した事業所と一致しなければならない。

大分市

	[円]
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(別紙様式3-1②(3)に転記)	235,855,380
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1②(5)に転記)	19,665,432
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1②(7)に転記)	8,781,792
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1①に転記)	4,597,200

事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・(p)には、ベースアップ等加算の賃金改善実施期間(令和4年度においては、原則として令和4年10月分から令和5年3月まで)における賃金の総額を記載すること。(q)(r)についても同様。
 ・(n-1)には、「賃金改善実施期間にベースアップ等加算のみにより賃金改善を行った介護職員の賃金の総額」と、「前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の介護職員の賃金の総額」(計画書【基準額3】参照)とを比較し、その差額を記入すること。(o-1)のその他の職員についても同様。
 ・(n-2)及び(o-2)には、別紙様式2-1の2(5)ハに記載した具体的な賃金改善の取組に基づく、ベースアップ等(基本給又は毎月決まった支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額を記載すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(介護職員とその他の職員の合計額)[円] (p)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算												
		都道府県	市区町村				ベースアップ等加算の賃金改善実施期間(10~3月)における加算の総額[円] (q)	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間(10~3月)における加算の総額[円] (r)	加算の総額[円]	(n-1) ⑤ i) 介護職員の賃金改善額[円]	(n-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]	(o-1) ⑤ ii) その他の職員の賃金改善額[円]	(o-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]								
本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の合計						235,855,380	19,665,432	8,781,792	4,597,200	3,774,837	2,747,615	823,319	563,340								
1	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	東京都	東京都	千代田区	介護保険事業所名称01	訪問介護		328,320				
2	1	3	3	4	5	6	7	8	9	0	東京都	東京都	豊島区	介護保険事業所名称02	通所介護		287,760				
3	1	1	3	4	5	6	7	8	9	0	埼玉県	埼玉県	さいたま市	介護保険事業所名称03	介護老人福祉施設		2,153,088				
4	1	4	3	4	5	6	7	8	9	0	横浜市	神奈川県	横浜市	介護保険事業所名称04	小規模多機能型居宅介護		443,904				
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	介護保険事業所名称05	介護老人保健施設		1,332,864				
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	介護保険事業所名称05	短期入所療養介護(老健)		51,264				
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					

1行目の色のついたセル(R16~T16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

1行目の色のついたセル(V16~Y16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

※事務負担軽減のため、複数の事業所について一括して届出を行う場合について、令和4年度実績報告書(令和5年6月頃提出)から、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

(p) ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(介護職員とその他の職員の合計額) [円]
 ・本年度(賃金改善実施期間)の実績を記載してください。

(q) (r) ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額 [円]
 ・本年度のベースアップ等加算の加算算定月における処遇改善加算、特定加算の加算総額を記載してください。
 (例)
 ベースアップ等加算の加算算定月が10~3月、
 ベースアップ等加算の賃金改善実施期間が12~5月の場合
 →10~3月(サービス提供月)に算定した処遇改善加算、特定加算の総額を記載してください。

(n-1) ⑤ i) 介護職員の賃金改善額 [円]
 (o-1) ⑤ ii) その他の職員の賃金改善額 [円]
 ・(n-1)と(o-1)の合計額が(p)-(q)-(r)-【基準額3】と同額であることを確認してください。
 ※【基準額3】とは別紙様式3-1の2②ii)の右欄記載の額